

2015年1月22日

県内 35 市町村長様

宮城県生活協同組合連合会
会長理事 宮本 弘
(公印略)

灯油高騰対策に関する要請

貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶びを申し上げます。また日頃より当会の諸活動にご高配賜り誠に有難うございます。

さて、宮城県に住む私たちにとって暖房は不可欠であり、「灯油」はその主力エネルギーとして欠かすことができない生活必需品です。灯油が適正な価格で安定的に供給されることが私たちの願いです。

原油価格はOPECの減産見送り等を受け値下がり基調にありますが、金融緩和による円安政策により国内の石油製品価格の値下がり幅は大きくありません。配達灯油の価格は1月13日現在資源エネルギー庁調査で1,680円となっており、依然高い価格水準となっています。

労働人口の4人に1人は生活保護水準で暮らし、全世帯平均の4割にも満たない収入で、厳しい生活を強いられている母子世帯など、貧困と格差が広がっています。加えて、電気料金や日用品・食品の相次ぐ値上げ、消費税増税が、社会的弱者をはじめ消費者の生活に深刻な影響を与えています。

宮城県生協連では、10月より東北経済産業局、宮城県、石油元売会社あてに、石油製品の高騰対策に関する要請を行ってまいりました。国の機関に対しましては、行政施策の強化や適正価格・安定供給に対する行政の役割を求めてきました。宮城県に対しましては、福祉灯油等の支援策の実現にむけた関係機関への働きかけを要請いたしました。

国においては、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」をまとめ、エネルギーコスト対策の一つとして、「地方公共団体の実施する原油価格対策に係る特別交付税措置」が予算化されました。

つきましては、貴自治体におかれまして、住民の生活を守り、住民の立場にたって安心して暮らせるよう、以下のことを実施いただけますよう要請します。

記

- 1、エネルギーコストの負担増が地域経済や家計を直撃しています。灯油価格は、依然高い価格水準で推移しており、社会的弱者の生活には大きな負担となっています。「原油価格対策に係る特別交付税」等により、2007年度に実施したような低所得者に対する灯油購入費用の助成などの施策を実施してください。
- 2、東日本大震災の被災者や低所得者、経済的弱者の安定した生活確保に向けた施策を宮城県と協力して実施してください。

以上